



ゆうメール

まつもとほうじん

令和5年
(2023年)
5月号
第580号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



いね👍ふるさと!

“鈴木鎮一記念館”

— 主な記事 —

- 税に関するアンケート集計結果…………… 2～3頁
- 法律レポート…………… 4～5頁
- 前期部会税務研修会ご案内…………… 5頁
- 税務ポイント…………… 6頁
- 完璧主義ですか?デメリットに気づきましょう… 7頁
- 皆さんこんにちは・小松幸紀氏…………… 8頁
- 頑張ってます・杉村拓海氏…………… 8頁
- いね👍ふるさと!、
松本山雅 FC 観戦チケットプレゼント …… 9頁
- 会員福利厚生制度 PR…………… 10頁
- 5月の予定等…………… 11頁
- インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとかぎ… 12頁
- 社団化50周年記念旅行のご案内…………… 付録
- 第20回会員親睦ゴルフ大会ご案内…………… 付録
- 松本法人会“やまびこ運動”ご協力のお願い… 付録

いね👍ふるさと!

“鈴木鎮一記念館”

松本市の魅力を“三ガク都”と表現することがございます。その一つ“楽都”は音楽都市を表現しておりますが、その礎を築かれたお一人が音楽による幼児の才能教育「スズキ・メソード」を生み出した偉大な音楽家で教育者である鈴木鎮一先生です。

松本市旭地区には鈴木先生が過ごされた邸宅を活用した「鈴木鎮一記念館」があり、先生の業績やスズキ・メソードの神髄に触れていただくことができます。

(関連記事9頁掲載 大沢利充編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長													経 理 担 当

確認印



差出人・返送先
一般社団法人松本法人会
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10
大同生命松本ビル5階

税に関するアンケート集計結果

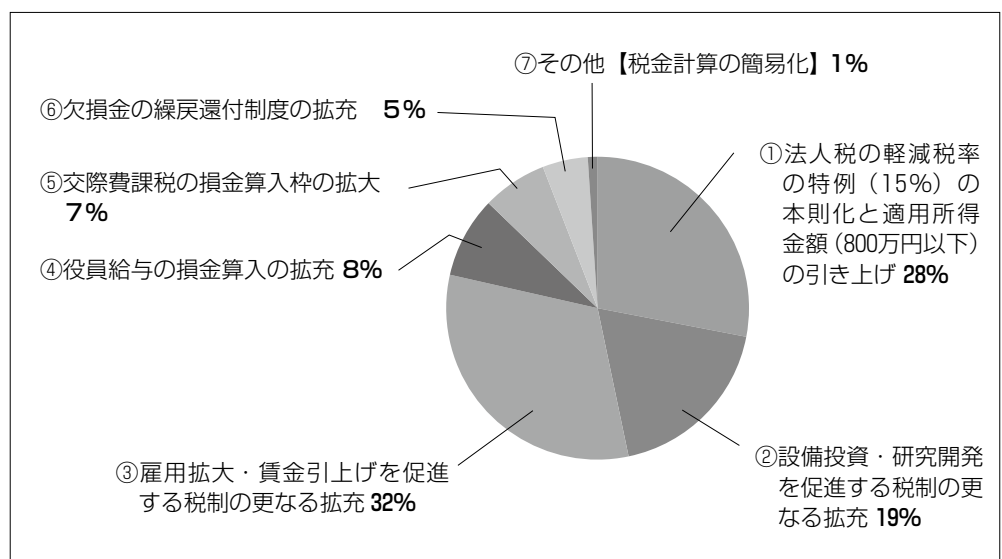
(ご回答募集期間：令和5年2月～4月)

令和5年度税制改正大綱は、法人課税では研究開発税制の見直し、消費課税はインボイス制度の負担軽減措置等が導入されることになりました。また、個人所得課税では少額投資非課税制度（NISA）の抜本的拡充・恒久化や極めて高い水準の高所得者層への負担適正化措置の導入、資産課税は相続時精算課税制度や暦年課税に係る相続前贈与の加算期間の見直しなどが行われることとなりました。

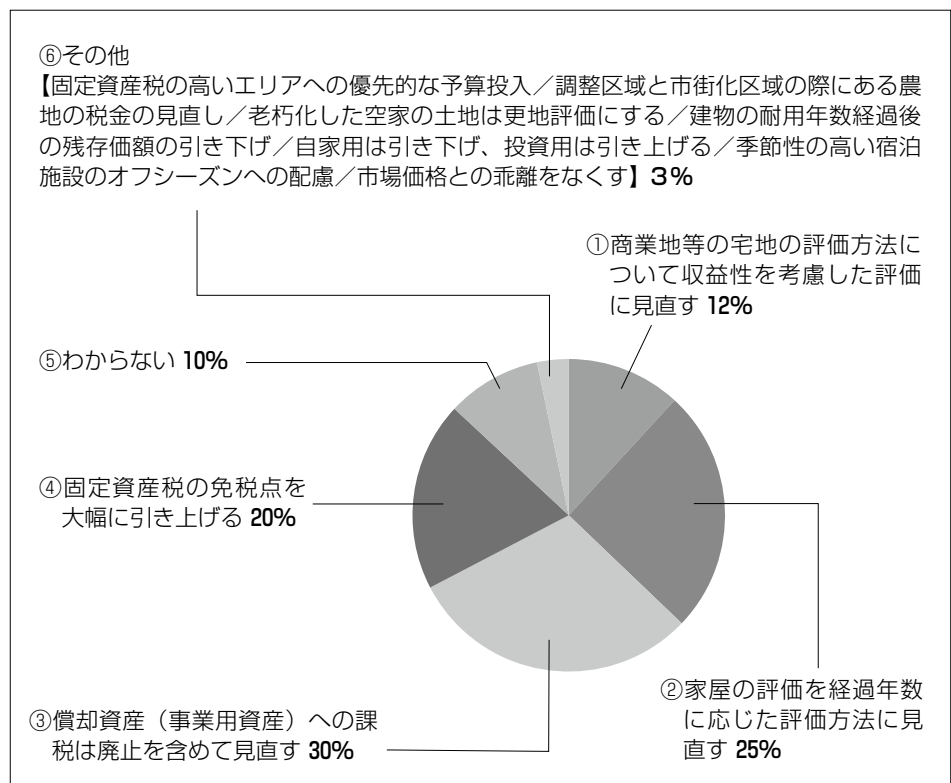
一方、防衛費増額に向けた財源確保については、増税方針を盛り込み、法人・所得・たばこの3税で令和9年度に「1兆円強を確保する」と明記されましたが、導入時期などの具体的な議論は来年度に持ち越されました。

このような中、今後の税制等について以下の設問にお答えください。

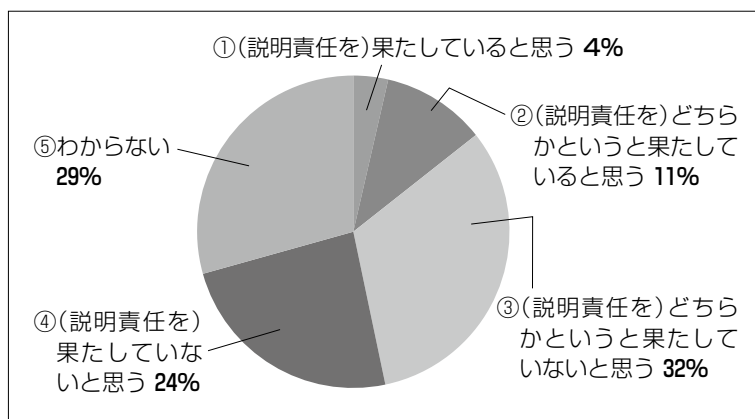
1. 令和6年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から2つ以内でお選びください。



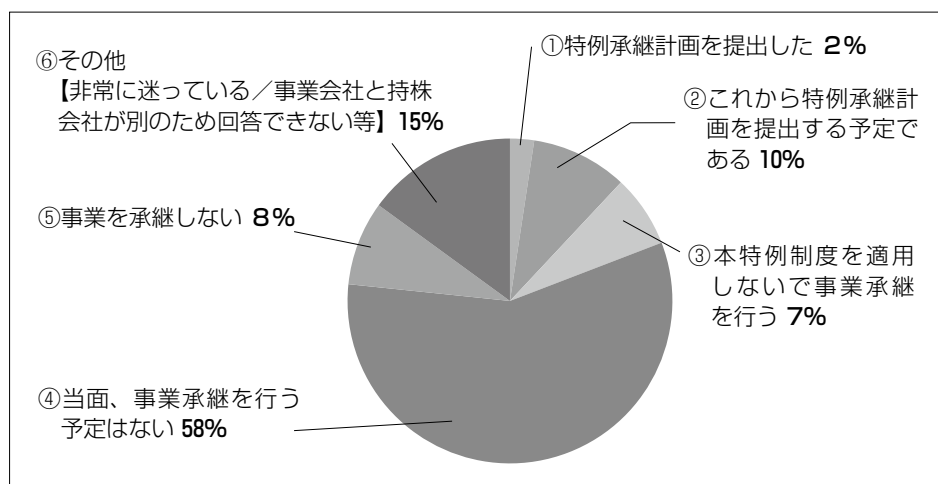
2. 地方税の自主財源として大きなウェイトを占める「固定資産税」は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視するものを下記の中から2つ以内でお選びください。



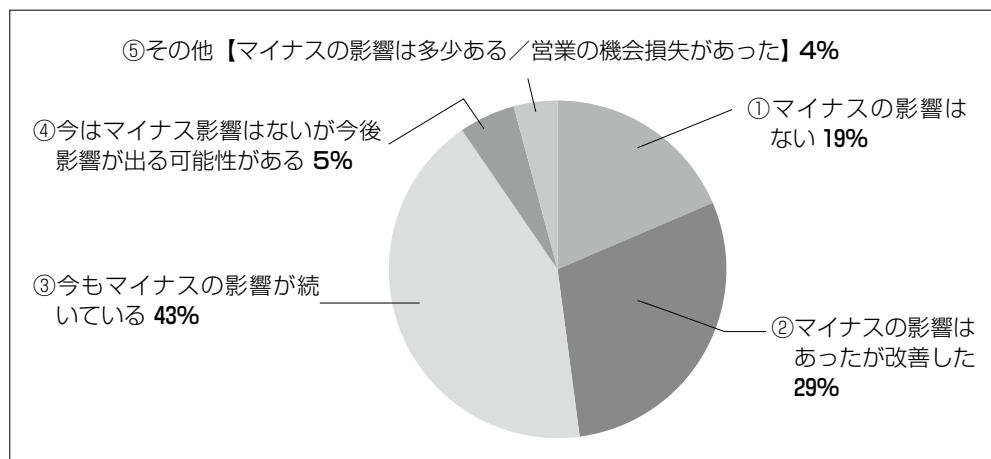
3. 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、当会管内でも法人税割において、麻績村を除く3市4村（松本市・塩尻市・安曇野市・筑北村・生坂村・山形村・朝日村）で超過課税を行っています。この超過課税の理由について行政は説明責任を果たしていると思いますか。下記の中から考えに最も近いものをお選びください。（長野県法人会連合会と当会は連携して該当自治体へ標準税率採用のお願いをしております。）



4. 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置（令和9年12月末日まで）として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和6年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。



5. 現時点であなたの会社の経営に新型コロナウイルス感染症によるマイナスの影響はありますか。下記の中から1つだけお選びください。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【税体系・行財政全般】
 国税より地方税の負担が大きいように感じる／国の税のあり方の長期ビジョンを示してほしい／消費税の減税／現在の税制が適正・公平であるのか実感できないので、法人会としてよりよい声を上げてほしい／大企業（中小の大手含む）や高所得者からの税収を上げる／中小企業を支える政策を拡大してほしい／行政サービスの無駄や経費を削減する努力が足りない／税金についての勉強を義務教育の中で強化してほしい／国税庁で税のアプリ（例えば「税理Pro」のようなもの）を無料で提供してほしい

【インボイス制度】
 インボイスなど税制改正に対応している企業への法人税率引き下げなどの優遇／インボイス制度について中小企業の実態に配慮した施策の一層の拡大／撤回、もしくは全社強制にしてほしい（経過措置もかえって手間）／インボイス制度の見直しを求める

法律レポート**中小企業におけるパワハラに対する法的対応(第3回)**

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝

**1. パワハラにおける慰謝料の金額**

判例では、数万円程度を認定するものから2,000万円以上を認定するものまで存在し、その認定額には大きな幅が存在しています。(9割がたは200万円未満)

慰謝料金額を認定する際に考慮していると思われる要素として、(1)行為の悪質性(2)行為の継続性(3)結果の重大性(4)被害者側の対応・素因という点が挙げられます。

(1) パワハラ行為の悪質性

悪質性が低いものとして、上司の侮辱的な指導・叱責や暴言、胸ぐらを掴んで前後に揺さぶった暴行などがあります。

悪質性が高いものとして、退職に追い込むための執拗な隔離および監視、嫌がらせ的内容の業務指示などによる精神的圧迫が極めて執拗かつ陰湿で不当なものなどがあります。

(2) パワハラ行為の継続性

一つ一つのパワハラ行為の悪質性が高くない場合であっても、長期間継続することでより高額な慰謝料(100万円を越える)が認定される傾向があります。

(3) 結果の重大性

うつ病などの精神疾患に罹患した場合には、少なくとも100万円以上の慰謝料金額が認定されており、その重症度に応じて増額されています。

自殺した場合に、自殺との間の因果関係が肯定されると、概ね2,000万円前後の高額な慰謝料金額が認定されていますが、パワハラ行為の悪質性などその他の要素によって慰謝料金額に開きが生じています。

(4) 被害者の対応・素因

パワハラに至った経緯に被害者側の落ち度が認められる場合や精神疾患の発病などに被害者の素因が寄与しているといった被害者側の事情が認められると、慰謝料金額の減額要素として考慮されます。被害者側に仕事を与えることを躊躇させる言動や被害者が態度を改めないことや、被害者が不遜な態度を取り続けたことなどの被害者側の落ち度が認められると、数十万円の慰謝料金額にとどまります。

2. パワハラと自殺との間の因果関係について**(1) うつ病の発病から自殺へと至る因果経過の複雑**

さがあり、パワハラ以外の要因も複数介在し、複雑な因果経過を辿ることがむしろ通常であります。

(2) 因果関係の判断基準

パワハラと自殺との間の因果関係を肯定するためには、「(一連の)パワハラが、客観的にみて、社会通念上、うつ病を発病させるに足りるストレスを与える強度及び態様であること」が必要とされます。

(3) 業務起因性との関係

類似した制度として、労災認定における業務起因性の問題があります。両制度の基礎が異なるため、因果関係と業務起因性を直ちに同視することはできませんが、近時の裁判例の傾向を見る限り、精神疾患の発病に関しては、因果関係と業務起因性の判断とで結論が一致している例が多数であります。

(4) 過重労働

使用者を相手取る場合には、その注意義務違反または安全配慮義務違反の態様として、過重労働の点に着目することも忘れてはなりません。

3. 損害賠償請求に対する過失相殺・素因減額の抗弁について**(1) 労働者に心因的素因がある場合**

最高裁では、特定の労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外されるものでない場合には、損害賠償額を決定するにあたり、その性格およびこれに基づく業務遂行の態様等を心因的要因として斟酌することはできない旨を判示しました。

パワハラ被害に遭う前には心療内科などの通院歴がないような事案において、心因的要因による過失相殺が主張された場合には、その主張は排斥される傾向にあります。

(2) 労働者の精神的健康に関する情報の申告義務、健康維持配慮義務

労働者にとって、自己のプライバシーに属する情報であり、人事考課などに影響しうる事柄として通常は職場において知られることなく就労を継続しようとするのが想定される性質の情報であるため、労働者が自身の精神的健康に関する情報を会社側に申告しなかったことをもって過失相殺を認めることには、判例は慎重な姿勢を示してい

ます。

(3) 心因的要因以外で考慮される場合

被害者が業務上の指導や叱責を受けた場合において、被害者が仕事上の不手際を頻発していたことをもって使用者側が過失相殺を主張した事案がありますが、過失相殺の主張については排斥され

ています。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
 〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
 TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

テーマ 『令和5年度税制改正について (インボイス制度の円滑な実施に関する見直しを含む)』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

***講師:松本税務署担当官(松本会場(A~Eブロック)は全て14:00~、松本市駅前会館4階にて行います。)**

日 程	部 会	時 間 (松本各ブロックは 14:00 ~)	会 場
5月8日(月)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:00 ~ 総会 ・ 17:00 ~ 研修会	アルピコプラザホテル
5月9日(火)	山形部会	15:00 ~ 研修会 ・ 16:10 ~ 総会	山形村商工会
5月10日(水)	安曇部会	15:30 ~ 総会 ・ 16:10 ~ 研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月15日(月)	三郷部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	安曇野市商工会 三郷商工会館
5月16日(火)	奈川部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	松本市奈川文化センター 夢の森
5月17日(水)	堀金部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	安曇野市商工会 堀金商工会館
5月18日(木)	筑北部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	麻績村商工会
5月22日(月)	梓川部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	松本商工会議所 梓川支所
5月23日(火)	波田部会	15:00 ~ 研修会 ・ 16:10 ~ 総会	松本市波田商工会
5月24日(水)	朝日部会	15:00 ~ 研修会 ・ 16:10 ~ 総会	朝日村商工会
6月1日(木)	川手部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	安曇野市商工会 明科商工会館
6月2日(金)	松本Aブロック (中央・大手・深志 各地区と農協部会)		
6月5日(月)	塩尻部会	15:00 ~ 研修会 ・ 16:10 ~ 総会	中信会館
6月6日(火)	松本Bブロック (城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮淵・宮淵本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田(各町)・渚・島内 各地区)		
6月7日(水)	豊科部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	豊科公民館
6月8日(木)	穂高部会	15:00 ~ 総会 ・ 15:50 ~ 研修会	安曇野市商工会 穂高商工会館
6月14日(水)	松本Cブロック (城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿(各町)・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区)		
6月21日(水)	松本Dブロック (本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮(各町)・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区)		
6月27日(火)	松本Eブロック (野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町(各町)・笹賀・空港東・神林・今井 各地区)		

☆新型コロナ感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

(株)キッセイ薬品工業株式会社

本 社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室⁽⁸²⁾)法人税 その59

中小企業における賃上げ促進税制 (旧 所得拡大促進税制) について

Q. 消費者物価上昇率を上回る賃上げを実現すべく、中小企業の法人税の優遇措置が実施されていますが、その概要について教えてください。

A. 中小企業者等が、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者(注1)に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額(注2)からその比較雇用者給与等支給額(注3)を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5パーセント以上であるときは、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15パーセント相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。

更に、令和4年4月1日以降に開始する事業年度については、次の2つの上乗せ要件を満たした場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大40パーセントに相当する額が税額控除限度額となります。

ただし、その税額控除限度額が適用年度の調整前法人税額の20パーセント相当額を超えるときは当該相当額を限度とします。

(上乗せ要件)

- I. (雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額) / 比較雇用者給与等支給額 \geq 2.5パーセント
- II. (教育訓練費の額(注4)－比較教育訓練費の額(注5)) / 比較教育訓練費の額 \geq 10パーセント

以下、用語の説明です。

(注1) 国内雇用者とは、法人の使用人(その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。)のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。

(注2) 雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(国または地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支

給が行われる助成金その他これに類するものの額(以下「雇用安定助成金額」といいます。)を除きます。)がある場合には、その金額を控除します。

(注3) 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(注4) 教育訓練費とは、法人がその国内雇用者の職務に必要な技術または知識を習得させ、または向上させるために支出する費用で以下のものをいいます。

1 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの(以下「教育訓練等」といいます。)を自ら行う場合の次の費用

(1) 教育訓練等のために講師または指導者(その法人の役員または使用人である者を除きます。以下「講師等」といいます。)に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するものおよび教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうちその法人が負担するものならびに教育訓練等に関する計画または内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者(その法人の役員または使用人である者を除きます。)に委託している場合のその専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの

(2) その教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用およびコンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれらを組み合わせ合わせたものをいいます。)の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除きます。)

2 法人から委託を受けた他の者がその法人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合の、その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用

3 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の、当該他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの

(注5) 比較教育訓練費の額とは、法人の各事業年度開始の日前1年以内開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます。

(税制委員会: 赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿)
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

完璧主義ですか？ デメリットに気づきましょう

産業カウンセラー 柏木勇一

◆原料不足や値上げに臨機応変に対応できずに焦った Aさん

食品会社に入社して10年。5年前から商品管理部門で働き、そろそろチーフの肩書もうわさされている30代前半の男性Aさんでしたが、このところの原料不足や値上げなどで仕事が進まず焦っていました。早く判断して処理しなければいけないのですが、慎重すぎて時間がかかり、ますます仕事量が増える悪循環の毎日に、夜の眠りも浅くなり、疲労感も強くなりました。「職場では言えないので」ということで相談を受けましたので、プライバシー厳守を約束して対応しました。

不測の事態に臨機応変に対応できないのはなぜか。自分の気持ちや普段の仕事ぶりを聞いた結果、ひとつひとつの仕事を間違いなく完璧にしなければ落ち着かない、という考えが強いことが分かりました。

◆「ひとりで抱え込まないこと」上司のひとことが奏功

ここではあえて疲労感と表現しました。疲労と疲労感の違いを分かってほしかったからです。Aさんが感じている疲れは仕事の忙しさというよりも、できていない仕事への不安が心を疲れさせているということが分かりました。ジョギングをした後の疲れはまさに疲労です。休養すれば回復します。疲労感も休んでも改善されません。「誰からも批判されないように完璧にしなければいけない」という考え方が自分自身を苦しめていたのです。順調だったAさんの仕事が滞っていることに気づいた上司が、「誰だってうまくいかない時はある。自分だけで苦しんでいるんじゃないかな。仕事はひとりで抱え込むのではなく、周囲とコミュニケーションをとることが大事だ。コロナで在宅組もいたことも影響したかな」と語ってくれました。その言

葉にAさんも、自分の思い込みから、自分にダメ出しをしていたことに気づきました。なかなかいい上司です。

◆自分にも寛容に・・・柔軟性と適応力が生まれます

完璧主義はもちろん長所もあります。長所とは①責任感が強い、②最後まで手を抜かない、③信頼を裏切らない、などです。短所はどうでしょう。こちらの方が実はたくさんあります。列挙すれば①自分に厳しくダメな自分ばかり見て自分を追い詰める、②他人に厳しくちゃんとやらない人を責める、③視野が狭く少しでもつまずくと意欲を失ってしまう、④徹底的に取り組むために仕事が遅くなる、⑤柔軟さに欠け完全でなければ意味がないと考える、などです。職場で孤立している姿が浮かんできませんか。完璧主義から離れて、自分に寛容になることができれば、他人に対しても寛容になれます。柔軟性と適応力があれば、職場の人間関係は良くなるでしょう。

Aさんの口からも「すべき」「しなければ」という言葉が多く出ました。そして、その言葉を生み出す考えが邪魔をしていたことに気づいてくれたのです。

職場も仕事も大きく変化していく時代です。柔軟か思考で対応していくことがいかに適切か、Aさんの例が教えてくれています。

【筆者紹介】 柏木勇一（かしわざい・ゆういち） 大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



皆さん
こんにちは♪

株式会社 塩尻電気工業
塩尻市広丘高出
代表取締役社長 小松 幸紀 氏

『電気工事のプロフェッショナル』

塩尻市広丘にございます(株)塩尻電気工業。ご縁があつて平成18年に小松社長が事業を引

き継ぐ際に法人化されて以来、住宅やビル、工場等の電気設備事業に取り組まれています。現在は太陽光発電と蓄電池の設置のお仕事を多くいただいているとのことですが、エネルギー価格の上昇や、環境への配慮の必要性もあり、改めてその重要性が高まっているそうです。

また、塩尻電気工業さんの特色として、舞台照明装置の設置に関する仕事も長年しており、ホールや市民会館等の県内外の一流の施設を数多く手掛けられました。大勢の人々に感動や笑顔を伝えるステージに欠かせない照明を塩尻電気工業さんが支えていたのですね。



ご趣味はサッカー。今は松本山雅FCの応援がメインですが、30年ほど前にはプレイヤーとして北信越リーグなどで戦っていた松本山雅の選手としてご活躍されていたとのこと。取材を通じて太陽光発電や舞台照明のことはもちろん、家庭での電気使用についてもとても分かりやすく教えてくださった「電気工事のプロフェッショナル」小松社長さんの益々のご活躍をご祈念いたします。
(清澤和恵編集委員)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/



頑張ってます!!

『意欲的に 仕事に取り組む』

株式会社 中信水道
塩尻市大門七番町
杉村 拓海 氏

美味しいお水や温かなお風呂、清潔なトイレなど私たちが安全で快適な生活を送るためのインフラ設備として「水道」はとても大切です。(株)中信水道さんは昭和39年の創業以来、中南信エリアで水道設備工事や管工事に誠実に取組まれてきました。

今回お話を伺った杉村さんは現在31歳。2年前に中信水道に入社され、現在は主に新築住宅の水道設備を担当されています。「多くの施主様にとって家を建てることは一大イベント。快適な家にするためにも水回りはとても重要です。だからこそミスが無いようしっかりと、そして美しく仕上げるよう心掛けています。現場の数だけ覚えることがあります。上司や先輩に教えていただき、一日も早く技術を習得できるようがんばっています。」とのこと。上司の方も「暑さ寒さが厳しい外仕事を中心だけど本当に意欲的に働いてくれている。だから仕事を覚えるのも早くとても頼りになる存在です。」と大きな信頼を寄せています。

ご家庭では4人のお子さんのお父さん。ご家族のためにも益々頑張られることでしょう。より一層のご活躍をお祈りしております。

(大沢利充編集委員)

ねえ！ふるさと！

鈴木鎮一記念館 ～松本から世界に広がるスズキ・メソッド。鈴木鎮一先生の功績を讃え、後世に伝える～

世界74の国と地域で約40万人以上のお子さんが学ぶ音楽による幼児の才能教育スズキ・メソッド。「才能は生まれつきではない どの子も育つ 育て方ひとつ」というモットーで知られる日本が世界に誇る幼児教育法です。こちらの教育法を生み出し、生涯を捧げたのが鈴木鎮一先生です。

明治31年名古屋市に生まれた鈴木先生。生家は日本で最初にヴァイオリンを製造し、大正期には世界最大級のヴァイオリン工場でした。17歳の頃、たまたま耳にした「アヴェ・マリア」の調べに魂を揺さぶられ音楽の世界に。その後ドイツに留学し、一流の音楽家に師事し多くのことを学びました。なおこの時、相対性理論を唱えたアインシュタイン博士とも親交を深めたそうです（記念館にはアインシュタイン博士の手紙も展示されています）。



貴重な資料が展示されています

帰国後、国内で音楽活動を行う中、小さな子供たちへの音楽指導にも取り組みられました。第二次世界大戦時、長野県木曾福島に疎開されていた鈴木先生のもとに、戦後、松本市の文化人たちが訪れ「音楽学校の開設に協力いただきたい」とのお願いをしたそうです。それに対して先生は「大人ではなく、小さな子供たちを教えたい」とお答えになり、その気持ちに賛同した大勢の方々からの支援を受け、昭和21年に松本音楽院を開設し院長に就任され、以後約50年間松本の地で音楽教育に情熱を注がれ、才能教育「スズキ・メソッド」は松本から世界に大きく羽ばたきました。

記念館は鈴木先生が実際に約40年間お過ごしになられた邸宅を用いて平成8年に開館しました。館内には様々な写真や資料、世界中から贈られた表彰状や受章メダルなどとともに、鈴木先生が実際に使われた書斎も当時の姿のまま展示されており、先生の情熱やご功績、スズキ・メソッドの神髄に触れることが出来ますので是非足をお運びください。



書斎には先生愛用の備品がそのまま残されています

鈴木鎮一記念館
〒390-0802 松本市旭 2-11-87
電話 0263-34-6645

(大沢利充編集委員)

2023 シーズン松本山雅FC主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント！！

J3リーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケット(引換券)は会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。(1名の方にプレゼント)
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・今回は6月3日 [vsSC相模原] と 6月17日 [vsカマタマーレ讃岐] のチケットです。

以降、運営会社よりチケット受け取り次第、ご案内いたします。

【応募方法】

- ①お名前 ②企業名 ③ご連絡先(郵便番号・住所・電話番号)④ご希望される試合

※お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、5月15日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ 12節	6月3日(土)	SC 相模原	14:00
J3リーグ 14節	6月17日(土)	カマタマーレ讃岐	18:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

企業防衛・福利厚生目的に 法人会のビジネスガードシリーズ



地域社会に貢献する

法人会の自動車保険

**AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、法人会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクからお守りします。**



この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073009)

「消費税申告一声運動実施中」

5月の予定

1日租税教室(洗馬小学校) 8日上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会、青年部第六委員会、幹事会
 9日税制委員会グループ会議、山形部会税務研修会・総会 10日女性部幹事会、安曇部会総会・税務研修会
 11日税務入門(おさらい)講座 12日正副会長会、第21回理事会 15日三郷部会総会・税務研修会 16日奈川部会総会・税務研修会、租税教室(明北小学校)
 17日堀金部会総会・税務研修会、租税教室(生坂小学校) 18日筑北部会総会・税務研修会 22日梓川部会総会・税務研修会 23日波田部会税務研修会・総会
 24日朝日部会税務研修会・総会 25日決算説明会 30日第11回通常総会、社団化50周年記念式典等 31日広報委員会編集会議

松本法人会の全ての 会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、約4千社の会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただく「法人会やまびこ運動」へのご協力を本年度もお願い申し上げます。

厳しい状況下ではございますが、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。



“法人会やまびこ運動”って何？

☆当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。また、当会事業のご案内チラシも同封いたしましたので、ご紹介の際などにご利用ください。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

決算説明会

(法人税・消費税/4月決算法人対象)

【松本会場】5月25日(木)

松本市駅前会館「大会議室」

※新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

【税務入門(おさらい)講座開催のご案内】

恒例となっております税務入門(おさらい)講座を下記の通り開催いたします。

日時 5月11日(木) 午後2時～4時半

会場 松本市駅前会館 4階「大会議室」

テーマ 「社会人向け租税教室」、
「企業会計と税務の相違点等」

講師 松本税務署担当官

お申込 事務局までお電話にて(0263-35-8080)

自動車税種別割の納付をお忘れなく！ 普通自動車の自動車税種別割の 納期限は5月31日(水)です。

自動車税種別割は、金融機関・コンビニエンスストア以外にも、スマートフォンアプリ(PayPay、楽天ペイ、d払い、LINE Pay)やクレジットカード、インターネットバンキング、ATMでのペイジー(Pay-easy)等でも納付できます。

(注) 納付後すぐに車検を受ける場合は、納税通知書に添付の納税証明書に記載の使用可能期限内の領収印が押印された納税証明書を提示する必要があります。

納税証明書に記載の使用可能期限後に納付した場合、領収印の押印があっても納税証明書は無効となりますのでご注意ください。なお、納税証明書が必要な場合は、県税事務所窓口で納付し、納税証明書の交付を受けてください。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 紙のイラストデータ スマホ デジタル写真機 デジタルカメラ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざまし企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID: hj0915 パスワード: 8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



小野神社の御柱祭 (塩尻市)



塩尻市にごぞいます信濃国二之宮「小野神社」。令和5年卯年は7年に一度の御柱祭の年です(5月3日~5日)。色とりどりの法被や衣装を着飾った氏子衆が長持・騎馬行列等とともに、沿道に紅白棒や提灯などが華やかに飾られる演出の中、御柱を神社へと曳行して

いきます。※写真は小野神社(清澤和恵編集委員)

川柳コーナー

AIに
「愛って何?」と
きいてみる

マスクなし
集合写真に
照れ笑い

掛け算に
指が足りない

新米 愛娘

あしがき

近年、地球温暖化の影響は至る所に出て来ています。4月に夏日かと思えば冬に戻った様に寒かったりと、体調管理が大変です。

弊社でもコロナが落ち着き2月頃からバスツアーを再開しました。3月にはお花見ツアーを企画しましたが、桜の開花が早まり大変心配することに。ツアー当日までなんと散らずにギリギリセーフでお花見が出来ました。

ツアーを企画する際は季節のものを組み込みますが最近はなかなか日にちの設定が難しくなっています。今、6月のツアーを企画中ですが、山梨のさくらんぼ狩り、鎌倉のアジサイの名所を訪ねるなど、例年と同じ時期で大丈夫なのかなって?お客様がっかりさせてしまわないかと心配です。日本には四季があつてその季節でしか食べられない、見られない、体感できないものがたくさんあるのです。

ようやく学校の修学旅行や社会見学が出来る様になって来て、子ども達にはいろいろな体験をさせてあげたいです。そのためには一人一人が温暖化対策を考えていかなければいけません。(清澤)

(本号編集委員...
清澤和恵
大沢利充)



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開館通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社